

平取町空き家改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平取町内（以下「町内」という。）への移住・定住を促進し、町内にある空き家の有効活用を図るため、空き家の改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、平取町空き家改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として町内に所有し、現に利用されていない、又は現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権を有する個人をいう。
- (3) 入居者 所有者と賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者をいう。
- (4) 入居予定者 賃貸借契約又は売買契約は未締結だが、賃借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られている者で、改修等が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者をいう。
- (5) 改修 空き家の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。
- (6) 町内施工業者 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。
- (7) 空き家バンク 平取町の空き家に関する情報の登録・提供制度をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに登録されている空き家であること。
- (2) 固定資産税名寄帳兼補充課税台帳（以下「台帳」という。）に「専用住宅」又は「併用住宅」として登載されている物件であること。
- (3) 過去に平取町定住促進空き家改修事業補助金交付要綱（平成28年9月30日訓令第32号）及び平取町空き家対策補助金交付要綱（平成31年4月1日訓令第18号）並びにこの要綱による補助金の交付を受けていないものであること。
- (4) 補助金の申請年度内に改修の完了が見込まれる物件であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家への入居者又は入居予定者で、次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 平取町の住民基本台帳に住所を有する又は有する予定であること。
 - イ 当該空き家に住所を有した日から3年以上定住する意思があること。
 - ウ 空き家の所有者等の3親等以内の親族でないこと。
 - エ 補助対象者と同一の世帯に属する者全員が本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。
 - オ 町内会等の自治組織や地域行事に積極的に参加し、地域住民とトラブルがないこと。
 - カ 公序良俗に反する活動等を行っていないこと。
 - キ 平取町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年平取町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員又は警察当局から排除

要請された者でないこと。

(2) 空き家の所有者で、補助対象住宅を改修後、引き続き空き家バンクに3年以上登録することができ、前号エからキに該当するもの全てを満たす者

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に対し、町内施工業者により別表1に定める改修工事を実施する事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表2のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業費の合計額に3分の2を乗じて得た額とし、その限度額（以下「補助限度額」という。）は50万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、平取町空き家改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び平取町空き家改修支援事業補助金誓約書（様式第2号）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、平取町空き家改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、平取町空き家改修支援事業補助金変更等申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、平取町空き家改修支援事業補助金交付決定変更等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに平取町空き家改修支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し平取町空き家改修支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに平取町空き家改修支援事業補助金交付請求書（様式第8号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

- (2) 所有者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件を取り壊したとき、又は登録を取りやめたとき。
 - (3) 入居予定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出したとき。
 - (4) この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
 - (5) 補助対象事業の遂行ができないとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- (その他)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費

工事の種類	工事箇所	工事内容	備考
修繕又は模様替え工事	屋根	塗装の塗替え	仮設足場も対象
		雨漏り修理	
	外壁	塗装の塗替え	仮設足場も対象
		外壁の改修	サイディング、下見板、モルタル壁等。下地の修繕又は補修も対象
	ベランダ	ベランダの取替え	仮設足場も対象
	内壁・天井	壁紙やタイルなどの張替え	塗壁、壁紙、化粧合板の模様替え等が対象
		建具の交換・設置	外窓の交換、内窓の設置、ガラスの交換等も対象
		断熱改修等	気密改修、遮音工事等も対象
	床	床の張替え	畳、フローリング、塩ビシート等。下地板、根太等の修繕又は補修も対象
		屋内の段差解消	床の嵩上げ、フローリング張替え等も対象
		フローリング化	畳からフローリング床等への張替えが対象
		断熱改修等	気密改修、遮音工事等も対象
	土台・基礎	柱や壁の補強	土台・床・梁等の修繕又は補修も対象
	居間等	廊下や階段の拡幅	
増築		改修に伴う増築	
間取りの変更等		部屋の分割、合体又は減築等が対象	
設備改善工事（配線、配管工事を伴うもの又は部屋の内装等の工事に伴うものに限る。）	住宅設備・衛生設備等	バス・トイレの設置	
		システムキッチンの設置	
		ガス・電気調理器の設置	
		給排水設備工事	浄化槽設備工事は除く
		給湯器・ボイラーの設置交換	
その他	その他	その他	町長が必要であると認めるもの

別表2（第5条関係）

補助対象外経費

工事の種類	工事内容	備考
屋外工事	外構工事費	門、塀、柵、擁壁、車庫、通路等の設置・修繕工事
	庭園の整備費	庭園に関する整備費
	舗装費	コンクリート、アスファルト等による駐車場等の舗装費
	造成費	敷地の造成費
	取壊し費	建物の取壊し費
設備工事	家具、家庭用電気機械器具等の購入費や設置費	床、壁又は天井等家屋と一体とならないもの（エアコン、照明器具、家具等）
	電話・インターネット等の配線工事	
	テレビアンテナ等の設置工事	
	住宅設備・衛生設備・換気設備・暖房設備等の購入及び部品交換	本体のみの取替え、部品交換等（食洗機、ガスコンロ、換気扇等）
衛生関係	防腐・防蟻・シロアリ駆除	
	ハウスクリーニング・配水管清掃	
	浄化槽設置工事	
他の補助制度等による補助を受けた工事	国、道又は町による補助対象工事	平取町合併処理浄化槽設置整備事業補助金 など
その他	設計費、管理費、手数料等	
	その他	町長が適当でないとしたもの